

◆上下水道使用料口座振替の お知らせハガキ廃止について◆

現在、冬期間の上下水道使用料口座振替領収済みのお知らせをハガキで通知しているところではありますが、経費削減に伴い、1月分から、お知らせハガキを廃止することとなりましたのでお知らせいたします。

なお、口座振替不能者につきましては、今までどおり不能通知を発行します。



【お問い合わせ先】 藤里町建設課 上下水道係 ☎79-2115

平成21年1月5日 法律施行

銃刀法改正

刃渡り5.5cm以上の剣が所持禁止



問 剣とはどのようなものですか

答 ダガーナイフなど上の図のような両側に刃が付いた刃物です。

問 法律が施行された時点で既に所持している刃渡り5.5cm以上の剣は？

答 平成21年7月4日までに処分等してください。(同日までに処分等すれば、罪に問われません。)

問 具体的な処分方法は？

答 警察に処分を依頼するか、又は輸出業者や廃棄業者に輸出や廃棄を依頼してください。

問 平成21年1月5日以降に刃渡り5.5cm以上の剣を手に入れたら？

答 不法所持になり、罪に問われることとなります。(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

詳しくは、警察庁ホームページ (<http://www.npa.go.jp>) 又は最寄の警察署・交番・駐在所までお問い合わせください。

能代警察署